

水道水中における放射性物質のモニタリング結果

■採水場所：小滝浄水場 ■水源：大船水源（表流水）

採水年月日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
2019/12/ 1	不検出	不検出	不検出
2019/12/31			

※いずれの検体も、12月31日時点で放射性物質は不検出です。
 ※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値（1Bq/kg）未満であることを示しています。
 ※現在、広野町内の水道水は、小滝浄水場および小山浄水場より給水しております。

■採水場所：小山浄水場 ■水源：木戸川（ダム放流水）

採水年月日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
2019/12/ 1	不検出	不検出	不検出
2019/12/31			

測定機関：双葉地方水道企業団
 （12月16日～19日採水分につきましては、機器更新作業のためいわき市水道局水質管理センターによる検査結果を掲載。）
 分析装置：ゲルマニウム半導体検出器
 検査頻度：毎日
 測定方法：水道水等の放射能測定マニュアル（厚生労働省）

《参考》検査日現在の目標値

（単位：Bq/kg）

	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
食品衛生法の規定に基づく新たな基準による目標値	—	10	10

※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、国に平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、規制の対象から除外されました。

【双葉地方水道企業団から凍結防止のお願い】

気温が氷点下を下回ると、水道管や水道メーターが凍結して破損する恐れがあります。水道管は毛布などで包みビニールテープで固定し、メーターボックス内には布切れなどを入れたビニール袋を詰めるなど、早めの凍結防止準備をお願いします。

蛇口における水道水中の放射性物質モニタリング検査について

双葉地方水道企業団では、安心して水道水をお使いいただくために、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を実施しています。申込期間は、令和2年（2020年）2月28日（金）までとなっております。検査を希望される方は、右の方法により検査受託事業者へお申込みください。

お申し込みには、令和元年6月広報に同封した専用の申込用紙（チラシ）が必要です。

紛失等の場合は、双葉地方水道企業団のホームページからプリントアウト可能です。ぜひ、ご利用ください！

（連絡先：施設課浄水係 ☎0240-25-5341）

《お申込み方法》

・検査受託事業者：（株）江東微生物研究所
 環境衛生事業部いわき

- ①郵送の場合
〒970-1144 福島県いわき市好間工業団地4-18
- ②FAXの場合 FAX番号：0246-36-7142

浄水場を見学してみませんか？

双葉地方水道企業団では、『どのようにして安全な水道水が作られているか』を皆さんに直接ご覧いただき、水道水の安全・安心を再確認していただくことを目的に、浄水場の見学を随時受け付けています。ご家族やお友達同士、学校・企業など、どのようなグループでもOKです！

まずは、お電話にてご相談ください。

2019年度 水道修理当番表

業者名	年月	2020年2月	2020年3月
北陽管工(有)	☎0240-27-3419	3日～9日・24日～29日	1日・16日～22日
(有)山忠設備工業	☎0240-27-3311	1日・2日・17日～23日	9日～15日・30日・31日
(有)吉田鉄工所	☎0240-27-3241	10日～16日	2日～8日・23日～29日

問い合わせ **双葉地方水道企業団** 〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小崎字小山6-2
 ☎0240-25-5315（代表） FAX0240-25-5385
 E-mail：soumu@f-mizu.jp

広野町内ごみ収集カレンダー

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

広野町内でのごみの収集について

2月および3月の広野町内でのごみ収集日は次のとおりです。ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ゴミ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。

カセットボンベ・スプレー缶類を出す際は、爆発や火災など事故になる恐れもあります。必ず使い切ってから穴をあけて出してください。なお、ライター類も同様に使い切ってから出すようにしてください。

粗大ごみを出すときは、南部衛生センター【TEL0240-25-4609】へ3日前まで連絡してください。受付時間は、午前8時30分から午後3時45分までです。収集業者がご自宅まで回収しにお伺いします（有料です）。

ご家庭で不要となった衣類は、広野町役場、広野町公民館に古着リサイクルボックスを設置しています。資源の再利用によるごみの減量にご協力ください。

また、古紙類（新聞、ダンボール、雑誌など）については、広野町役場車庫にて随時回収しています。

【指定袋販売店】

- ・島村金物店 ・渡辺金物店 ・(株)四倉屋 ・堀江商店 ・福島さくら農協広野支店 ・広野薬局
- ・セブンイレブン広野町店 ・ファミリーマートJヴィレッジ前店 ・ニッソ直売所 ・イオン広野店
- ・ニューヤマザキデイリーストア広野みらいオフィス店 ・ローソン広野下北迫店 ・ローソン広野折木店

猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- 猫に庭や畑でフンをされる
- 庭、車などに放尿（マーキング）される
- 猫の爪で車に傷がついた
- 発情期の猫の鳴き声がうるさい など

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与えると、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての責務は果たせるとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってくる。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。安易にエサは与えず、手をださないようお願いいたします。

また、役場及び愛護センターでは猫の捕獲は行っておりません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしくをお願いします。 問 環境防災課 ☎0240-27-2114